

居所申請について

- ・代理人申請はできません。必ず申請者本人が窓口いらしてください。
- ・未成年の方の場合、法定代理人の署名が必要です。

(親権者が茨城県外の場合、親権者署名記入済みの申請書を持参するか、郵送された同意書を未開封のまま持参してください。)

対象者	通常の申請書類のほか、必要になるもの
学生	(1)居所申請申出書 (2)住民票（発行日から6か月以内のもの。個人番号は不要。） (3)居所（土浦市に住んでいること）が確認できる書類 ※次のうち、いずれか1点 ①居所の賃貸契約書（現に契約中で、申請者名義に限る）又は入寮証明書 ② <u>複数の郵便物</u> （居所と申請者名の記載があり、6か月以内の消印がある公共料金請求書や領収書、私信等） ③居所が記載されている学生証や在学証明書
長期出張者 季節労働者 単身赴任者	(1)居所申請申出書 (2)住民票（発行日から6か月以内のもの。個人番号は不要。） (3)居所（土浦市に住んでいること）が確認できる書類 ※次のうち、いずれか1点 ①居所の賃貸契約書（現に契約中で、申請者名義に限る）又は入寮証明書 ②居所の記載がある会社の身分証明書 ③会社の居所申請証明書 （会社の作成印、申請者の氏名、生年月日、職業（業種）、居所、契約又は就業期間の記載があるもの） ④ <u>複数の郵便物</u> （居所と申請者名の記載があり、6か月以内の消印がある公共料金請求書や領収書、私信等）
一時帰国者 ※帰国後、出国するまでの間に出生した子（生計を共にしていること）を含む。	(1)居所申請申出書 (2)有効パスポート (3)一時帰国者であることが確認できる書類 ※次のうち、いずれか1点 ①有効査証（ビザ）のある日本国旅券 ②外国人登録証 ③永住証明書 ④再入国許可証 ⑤在留国政府が滞在を許可することを証明する公文書（外国旅券など） ※①～⑤のいずれも提示できない場合は、 <u>ご相談ください</u> (4)母子手帳（帰国後、出国するまでに出生した子の場合のみ）